

1 生徒心得

令和3年4月8日改正

岐阜農林高校生である自覚と誇りを持って、自分の行動を律し、明るく充実した校風づくりに努める。

(1) 規律ある生活を送ろう

- ・意欲と関心を持って、授業にのぞもう。
- ・目標を持って生活し、時間を守って行動しよう。

(2) お互いの人格を尊重しよう

- ・意見の違いを認め合おう。
- ・他人に不愉快な思いをさせるような行動を慎もう。
- ・自分の意思を適切に表現できるようになろう。

(3) 公共物を大切にし、校内の美化に努めよう

- ・皆で使うものは大切にしよう。
- ・公共物、施設を使用するときは許可を得よう（使用後はきちんと片付けをしよう）。

(4) 健康管理に留意しよう

- ・規則正しい食生活をし、睡眠時間を十分にとろう。
- ・適度な運動を心がけよう。
- ・心身が不調になった時、適切な対処ができるようにしよう。

(5) 交通安全に努めよう

- ・交通ルール・マナーを守ろう。
- ・余裕を持って登下校ができるようにしよう。
- ・夜間・悪天候時には、特に気をつけよう。

(6) その他

- ・男女交際においては、お互いの人格を尊重し、健全な交際を心がけよう。
- ・他人に不愉快な思いをさせないように、公衆道徳を身につけよう。
- ・自分の持ち物については、しっかり自己管理しよう。

(7) 禁止事項・届け出事項など

① 禁止事項

法律・条例に反すること。

② 許可事項

- ・自転車通学 ←（別途、許可条件を定める）
- ・普通免許の取得 ←（別途、許可条件を定める）
- ・掲示物を張ること
- ・出版物の発行配布
- ・校内の施設・設備の使用

③ 届け出事項

- ・アルバイト（原則禁止）
- ・紛失届
- ・事故届
- ・旅行届（登山など危険が伴う場合は慎重に検討する）
- ・欠席届（保護者から学校に電話連絡）

- ・早退届（帰宅後、担任へ電話連絡）
- ・遅刻届（保護者から学校に電話連絡）

④申し出事項

- ・公共物を破損した場合
- ・登校後の外出、及び、外来者との対応の場合
- ・校外で補導された場合

(8) 特記事項

①自転車通学について

自転車通学を希望する生徒は、所定の書式に従って安全宣言をした後、登録された自転車を使用する。

- ・自転車に所定のステッカーを付け、ブレーキ・ライト・反射鏡・サイクルカラー・ベル等を常に整備し、安全に心がけよう。
- ・自転車の二人乗りや併走及び雨天時の傘さし運転など、危険な運転は絶対やめよう。
- ・危険な自転車については、使用を禁止することがある。

②普通免許の取得について

普通免許の取得は、第三学年で就職及び進学内定者を対象とし、出願許可制とする。

ただし、次のことを注意する。

- ・学業成績ならびに生活指導上特に問題がないこと。
- ・平常の授業、定期考査等に差し支えないこと。
- ・免許を取得しても在学中は自動車を運転しないこと。

③旅行・登山・キャンプなどの届け出

10日前までに旅行届をホームルーム担任を通じて、生徒指導部に届ける（生徒指導部に用紙あり）。

④アルバイトの届け出

やむを得ずアルバイトの必要性が生じた生徒は、届け出て承認を得る。

ただし、次のことを注意する。

- ・学業成績ならびに生活指導上特に問題がないこと。
- ＜欠点補充および単位未認定の生徒はアルバイトを行わない＞
- ・生徒としてふさわしい働き場所であること。
- ・考査中および考査時間割発表後（考査前一週間）のアルバイトは行わない。

⑤携帯電話・スマートフォンの使用について

- ・始業から終業まで使用を禁止する。
- ・本校の使用規定、使用マナーを守る。

2 服装規程

服装・身なり等は、清潔で本校生徒としての品位を保つにふさわしいものにする。

(1) 通常の服装

通学時には本校指定の制服を着用する。変形（丈を詰める、部分加工など）は禁止。

やむを得ない事情により異装するときには、学校に届け出て許可を得る。

標準服

ブレザー、スラックス、スカート、ニットベスト、白色無地カッターシャツ（開襟シャツ不可）、半袖ポロシャツ、オーバーブラウス

＜ブレザー着用時にはネクタイを、オーバーブラウス着用時にはリボンを必ず着用する＞

(2) 実習・体育及び、部活動の服装

実習・体育で使用する服装は学校で定められているものを着用する。

部活動時の服装は部単位で定められているものを用いる。

(3) オーバーコート及び、レインコート

制服の上に着用して違和感のないもの。形・色ともに華美でないもの。

(4) マフラー・手袋 …………… 着用は自由とする。

(5) 靴 …………… 形・色ともに華美でないもの。

(6) 靴下（ソックス）、ストッキング、タイツ

白色・黒色・紺色で無地の靴下（ソックス）を着用する。

ベージュのストッキング（80 デニール未満）あるいは黒色のタイツ（80 デニール以上）は許可する。ストッキング

着用時は必ず靴下を履き、タイツ着用時には黒色の靴下であれば可とする。

(7) 学生カバン

学校に教科書等を入れて持ってくるのにふさわしいもの。 ・形 …………… 特に規定しない。

・色 …………… 華美でないもの。

(8) その他

・学校に不必要なものは、持ち込まない。

・多額な金銭は所持しない。

(9) 頭髪などについて

頭髪などは、岐農生らしく清潔でさわやかな身なりにしよう。

・カール、パーマネット、脱色、着色（共に部分的も含む）その他の変形、派手なヘアーピン、エクステ、そり込み等は禁止

・女子は髪が、肩にかかる場合や、後髪がブラウスの襟から出る場合は、後ろで結ぶことが望ましい（ゴムひもは黒色または茶色・紺色とする）。男子は髪が目や耳にかからないこと。

・ネックレス、ピアス・指輪・カラーコンタクト等はしない。（華美な装飾はしない）

・化粧は禁止する。リップクリームは無色透明のものに限る。

附 則

この規程は、令和3年4月8日から施行する。

